

ネットで鎮静剤大量販売

服用の少年自殺未遂

厚生労働省がインターネットでの販売は自

粛するよう通知していた一般用医薬品（大衆薬）の鎮静剤を、北九州市の薬局が二〇〇六年、当時十九歳だった埼玉県の少年に、ネットを通じて一度に大量に販売し、少年が自殺を図っていたことが十七日、分かった。少年の父親と市民団体「薬害オンブズパースン会議」が同省で記者会見して明らかにした。

この薬は自殺目的の乱用が年に数件報告され、製薬会社が販売を一人一箱に限ることや十八歳未満への販売禁止などを求めていた。

だが問題の薬局は年齢確認をせず一度に二十四箱も売っていた。同省からの連絡で福岡県が同年五月に行政指導し薬局は閉店、ネット販売もやめたという。

福岡の薬局
中日 08/12/18 朝

同会議は、ネット販売の実態調査を求める要望書を厚生省に提出。父親は「今後同じ被害が出るかもしれない。薬のネット販売はしないでほしい」と訴えた。

購入者と対面できない大衆薬のネット販売は、来年六月施行の改正薬事法で大半が禁止される見通しだった。

が、業者や政府の規制改革会議は反発している。今回の問題が明るみに出たことで、安全確保の必要性があらためて問われそう

だ。
父親によると、少年は〇六年五月、仮想商店街「薬天市場」に開設されたサイトで、一箱十二錠入りの鎮静剤二十四箱を購入。ほかの店で買った六箱分と合わせて推定約三百錠を一度に飲み、一時意識不明になった。命は取り留め、現在は二十二歳だが、両足まひの後遺症があるという。

薬天は「対面販売でないための健康被害は確認されていない」としてネット規制への反対署名を呼び掛け、約十万人分の署名を今月、厚生省に提出している。

薬害オンブズパースン会議の水口真寿美弁護士は「薬天で問題事例の調査が行われたのが非常に疑問だ」と話した。